

## 保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No.8)

1 日 時 令和7年7月10日(木)  
午前 9時59分 開会  
午前10時51分 閉会

2 場 所 第1委員会室

### 3 出席委員(10人)

委 員 長	金 子 秀 一	副 委 員 長	森 本 由 美
委 員	中 村 義 雄	委 員	西 田 一
委 員	小 松 みさ子	委 員	松 岡 裕一郎
委 員	中 村じゅん子	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	柳 井 誠	委 員	小 宮 良 彦

### 4 欠席委員(0人)

### 5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	総合保健福祉センター担当理事	古 賀 佐代子
障害福祉部長	坂 元 光 男	障害者支援課長	久 保 利 之
			外 関係職員

### 6 事務局職員

委員会担当係長 廣 門 実知江 書 記 岩 瀬 美 咲

### 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第21号 排泄課題を抱える障害者及び障害児への日常生活用具認定に関する陳情について	継続審査とすることを決定した。

## 8 会議の経過

○委員長（金子秀一君）開会いたします。

本日は、陳情の審査を行います。

陳情第21号、排泄課題を抱える障害者及び障害児への日常生活用具認定に関する陳情についてを議題といたします。

事務局に文書表を朗読させます。事務局。

（文書表の朗読）

本件について、当局の説明を求めます。障害者支援課長。

○障害者支援課長 障害のある方が日常生活をより円滑に送るための用具を給付することは重要であり、北九州市におきまして、日常生活用具給付事業を実施しているところでございます。

当該事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の一つで、地域の実情等に応じて給付品目等を定めることができます。

対象となる用具の要件につきましては、厚生労働省の告示で、障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。また、障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの。用具の製作、改良または開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活用品として一般に普及していないものと定められております。

それを受けまして、北九州市の日常生活用具給付事業では、ストーマ装具などの排せつ管理支援用具、特殊寝台などの介護・訓練支援用具、それと視覚障害者用読書器などの情報・意思疎通支援用具など、現在、45の給付品目があり、令和6年度におきましては1万3,961件、約2億9,300万円の給付を行ったところであります。

今回の陳情にあります排せつ予測支援機器は、超音波センサーを使用してぼうこう内の尿のたまり具合をリアルタイムで計測し、排尿のタイミングを事前に通知するもので、身体の一部に装着して使用する情報機器であります。販売している企業のホームページによりますと、尿意の見える化によって、トイレの介助負担の軽減やトイレトレーニングの促進に活用できると案内されております。

一方で、他都市の状況につきましては、政令市におきまして、現在、当該機器を給付品目としている都市はなく、また、要望を受けている都市は幾つかあるものの、現在のところ、導入予定のある政令市はありませんでした。

日常生活用具給付事業におきましては、現在、制度の見直しを進めているところであります。当事者団体などからは、当該機器以外にも様々な給付品目の追加であったり、公費負担上限額の見直しなど、多岐にわたる御要望をいただいておりますが、持続可能な制度運営を図る観点から、全ての御要望に直ちにお応えすることは難しい面もございます。

引き続き、他都市の状況などを注視しながら、給付品目、公費負担上限額など、日常生活用

具給付事業の見直しについて総合的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（金子秀一君）** ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。西田委員。

**○委員（西田一君）** 同様の陳情とか要望は、これまでもあったかと思うんですが、要は、追加していただきたいという要望、ほかに何件ぐらい来ていますかね。あと、機器の種類も教えていただけたらと思います。

**○委員長（金子秀一君）** 障害者支援課長。

**○障害者支援課長** 現在、当事者団体等から、様々な御意見をいただき、または意見交換なども交わさせていただいております。現在、要望のある主な品目につきましてですけれども、視覚障害の団体からは、音声式の血圧計であったり、音声式の色彩識別装置、紙幣の識別装置など、あと音声ICタグレコーダーといたしまして、品物の賞味期限とかをICタグでつくって、それを貼っておけば賞味期限等の情報が分かるというような、ICタグレコーダーなどの御要望。

聴覚障害者からは、人工内耳の体外機、外につけている機器の故障に関する支援であったり、そういった御要望をいただいております。

あと、最近では、障害児を抱えるお母様から障害児のだっこひも、通常のだっこひもよりも首を固定する、そういっただっこひもが対象にならないかどうかという、本当に各障害、各団体から様々な品目の追加の御要望をいただいているところであります。

**○委員長（金子秀一君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** これ、一問一答から始まってちょっと申し訳ないんですが、今そういった御要望を正式に受けている中で、先ほど課長の御答弁で、検討しているようなニュアンスも感じたんですが、具体的に御説明いただいた件に関して、どのように検討が進んでいるのか。例えば、これはもう追加しなくちゃいけないねという方向で検討しているものがあるのかどうか。その辺、ちょっと具体的に教えてください。

**○委員長（金子秀一君）** 障害者支援課長。

**○障害者支援課長** 具体的にどの品目をというところで、まだ精査をしているところでして、現時点でこれを対象にするしないというところまでは、なかなかまだお答えできないところであるんですけれども、我々が品目を選ぶ際の考え方といたしましては、やはりそれぞれの機器で、それぞれの当事者にとっては、皆様必要のあるものだと思っております。その中でも客観的な視点からは、優先度のようなものを見極めていく必要があるのかなと考えております。

例えば、生命とか身体の安全に関わるものから、日常生活上の必要不可欠なもの、利便性を確保できるもの、様々な段階、レベルのものがあると思いますので、その中でも、客観的に優

先度というのを今検討しているところであります。

**○委員長（金子秀一君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 今回のこの陳情に関しては排せつということで、日々必ずやらなくちゃいけないわけですが、陳情を受け取ってどの程度期間がたっているのか、ちょっと僕分かんないんだけど、大体、市内でこれを今使っている方というのは、どれぐらいいらっしゃるかとかは調べていますか。

**○委員長（金子秀一君）** 障害者支援課長。

**○障害者支援課長** 実際にこの陳情、事務局として情報いただいたのが今年の3月末とか4月の初めになります。こういったお声をいただいたのは今回が初めてでございまして、これまでは、当事者団体とか様々な方面から御意見いただく中では、なかった声でございます。

介護保険も、令和4年4月から特定用具と認定されたということもありまして、比較的まだ新しい機器なのかなと感じております。

実際に本市で、どれぐらいの方が使っているかという具体的な数字の把握はしていないところなんですけども、実際に政令市以外でこの機器を日常生活用具としている自治体が、この会社のホームページに5都市ほどございました。令和6年度から始めている都市は3市ございまして、そちらに確認をしたところ、実際に令和6年度からやっている都市が千葉県の市川市、こちらが令和6年度から開始しておりまして、令和6年度に1件の御申請があったと。埼玉県の行田市、これは令和6年9月から開始しているんですけども、令和6年度1件だったということで、令和6年度から開始した自治体では、比較的まだ数件の御申請だったというところの情報しか、まだ把握していないところであります。

**○委員長（金子秀一君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** すみません。課長、申し訳ないんだけど、声がもうちょっと、音がよく聞こえないので、ごめんなさい。

確認だけど、今おっしゃった自治体というのは日常生活用具、要は給付の対象になっているということですね。日々障害者の特性に応じて、いろんな機器がどんどん開発されていると思いますし、デジタル化も進んでいますんで、当然いろんな便利な障害者の特性にマッチした機器というのはどんどん出てきているわけですよ。これもその一つだと思うんだけど。先ほど申し上げたように、排せつなんて、まさにザ・日常ですから、こういった便利な機器は、ぜひ前向きに日常生活用具の給付対象に加えていただきたいと思います。

ちなみに陳情者の方に直接お会いして、どんな具合かとかということはお伺いしていますか。

**○委員長（金子秀一君）** 障害者支援課長。

**○障害者支援課長** 陳情者の方と、まだ、特にお会いしてお聞きしていない状況でございます。

**○委員長（金子秀一君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 何か、そういうルールがあるんですか。

○委員長（金子秀一君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 特にルール等はございません。この方とは、まだお話ししていないという状況でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 我々、例えば、市民からいろんな相談、日常的に受けているわけですけど、できるだけ早くお会いする。ケース・バイ・ケース、会わないほうがいいなということもまれにあります、基本的にお会いする、お話を直接伺う、現場に伺う、これはもう努めています。どの議員も多分そうだと思うんだけど。

基本的に、こういった福祉の相談は、税金の使い道において最も優先されるべきことであると僕は考えていますし、まさにそのために自治体があると言っても過言じゃないと思うんで。いろんな陳情ありますよ、陳情が趣味になっているような方もいらっしゃるけど。こういった陳情におきましては、やはり陳情者に、まず、直接伺って状況を確認するというのが、僕は優先すべきことじゃないかなと思いますが、御見解を伺います。

○委員長（金子秀一君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 当事者の方のお声を聞くことは非常に大事でありますので、まだこの方とは直接お声を聞いておりませんが、今後、陳情にあるそういった、ここには書いていないようないろんな思いであったり、こういう機器を使った効果だったりというものを、先方の方が問題なければ、我々声を聞きたいと思っております。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 在宅介護している方とか、こうやって障害者、障害児をお家でケアされている保護者の方とか、食事、排せつ、特に排せつは夜間も含めて、そりゃいろんな思いあるでしょうけど、お家の人によっては、すり減る思いでされてる方もいらっしゃると思いますよ。だから、とにかくスピード感を持って検討していただきたいと思います。

繰り返しになりますけど、やっぱり技術は日進月歩ですから、これ便利だよねって、負担軽くなるよねって思えば、どんどん前向きに検討していただきたいと思います。以上です。

○委員長（金子秀一君） ほかに。柳井委員。

○委員（柳井誠君） 陳情者の説明で、介護保険の適用が令和4年4月になされているということですが、厚生労働大臣が認定することで介護保険の場合は日常生活用具に位置づけられるということなんですけれども、この令和4年4月の認定をもって、同じように障害者総合支援法においても認定可能という理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（金子秀一君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 介護保険法上の認定と障害者総合支援法上の認定は、また、別物でございます。まして、障害者総合支援法上ではこの地域生活支援事業において、地域が一定の政令の枠の中でできる事業という形で、この日常生活用具給付等事業が位置づけられておりますので、介護

保険とは別の制度で運用しているものとなります。

○委員長（金子秀一君）柳井委員。

○委員（柳井誠君）それは分かりました。

それで、引き続きちょっとお伺いしたいのが、御説明にあった障害者の皆さんが御利用されている日常生活用具支援の補助は1万3,000件で、令和6年度ですかね、令和7年度予算でしょうか、2億9,000万円少々の給付になっているということでありますけれども、この財源内訳は、国からいかほどの補助なりが来て、市はいかほど負担することになっているのでしょうか。

○委員長（金子秀一君）障害者支援課長。

○障害者支援課長 地域生活支援事業につきましては、予算の範囲内で、国2分の1、県4分の1、市4分の1という財源構成となっております。

○委員長（金子秀一君）柳井委員。

○委員（柳井誠君）それで、令和2年に見直しをして5年が経過して、今様々な新しい器具が開発されている。その要望も含めて、今後どうするかという検討の最中ということなんですけれども、市の方向性として、この陳情の器具も含めて新しいものがどんどん増えてきている。今現在は、45種類を対象としているものを、増やす方向で検討しているのかどうかですね。増えた場合は、当然身体障害者の数も増えていっておりますので、増えることになると思うんですけれども、予算の増額も含めて検討しておられるのか、その種類と予算、今後どういう方向で検討が進んでいるのか、聞かせてください。

○委員長（金子秀一君）障害者支援課長。

○障害者支援課長 先ほどの最初の御説明で、令和6年度で約2億9,300万円の決算額でございました。年々予算は増加してきておりまして、障害者のサービスは、これ以外にも様々なサービスがございまして、それが比較的年々増加している状況でございます。

この日常生活用具給付事業につきまして、どうするか。予算を増やすのか、現状で行くのか、そこも含めて、今総合的に考えているところでございます。

品目の追加もそうなんですけれども、今物価高騰等で助成額、公費負担上限額という助成の額も実勢価格とかい離してきているという声もいただいております。そういった価格の見直しも必要ですし、そういった品目の追加のみならず、この制度につきましては、様々な検討すべき課題がございますので、また、総合的にやはり検討していく。その中で財源増額が必要だと判断すれば、財源増の方向で検討してまいりますし、ほかのサービスが比較的かなり伸びている中で、この事業をどうするかというのは総合的に考えてまいりたいと思っております。

○委員長（金子秀一君）柳井委員。

○委員（柳井誠君）あとは要望です。

今45種類利用されているのに、新たな要望も幾つも出てきているということで、取捨選択して給付の種類を制限するとなると、今実際に利用している器具の給付もカットしていくという

ことになってしまうので、できるだけそうならないように、増やす方向で頑張っていたきたいということをお願いしておきたいと思えます。

先ほども委員から御意見がありましたように、具体的に障害者支援課も御存じなかったように、この器具が、どんな効果があるのかというものを、実際にお会いするとか、この陳情も御本人が、子供さんが利用している事業所の支援、援助、情報提供も受けながら、恐らくいろんな詳しい情報を盛り込んだと読み取ったわけですが、そういう利用している事業所の声も聞く、団体の声も聞く、その上でしっかりと、できれば反映できるように検討を進めていただきたいということをお願いして終わります。

**○委員長（金子秀一君）** ほかにございませんか。中村じゅん子委員。

**○委員（中村じゅん子君）** 何点かお尋ねというか。この排せつ予測支援機器って、介護保険の適用になる前から、市としては先進的介護モデル推進事業の国の特区のときにこれをお試ししたんですよね。私はそのとき施設にいたので、高齢者に向けたお試しをやったんですけど、皆さんがおっしゃっていますけど、今高齢者が介護保険の中で使っている、効果とか、そういうのは介護保険分野と情報交換したのかとか、この予測機器についてどのぐらい検討したのか。というのが、先ほど西田委員も言われましたけど、排せつってやっぱり尊厳の問題なので、介護職にとっても、介護者にとっても、とっても助かったんですね。その頃、まだ開発してすぐだったので、今もっと機器も小さくなって使いやすくなったとお聞きしていますが、この機器に対する情報と使っている方の情報とか、何かそういうのをちゃんと勘案して、給付に値するのかなのかというのは決めていかないといけないと思うんですけど、今実際に認定されている介護保険適用の使用者数とかは分かるのでしょうか。

**○委員長（金子秀一君）** 障害者支援課長。

**○障害者支援課長** 介護保険の特定福祉用具に令和4年4月から認定されたということで、介護保険課にこの給付件数を確認いたしました。給付件数につきましては、令和4年4月から適用されて、令和4年が1件、令和5年が1件、令和6年がゼロ件とのことでした。これは特定福祉用具は在宅の方に向けた制度でございまして、施設とは別で、在宅の方の件数としてはこういった件数を確認しております。

施設の導入に関しては、先進的介護の分野だと思います。こちらとはまだ情報交換しておりませんので、先ほど委員が言われた、当市では今後想定し、実際に施設とかで運営されているんなら、そういった効果を、これから共有して確認してまいりたいと考えております。

**○委員長（金子秀一君）** 中村じゅん子委員。

**○委員（中村じゅん子君）** この陳情の方もおっしゃっていますけれども、排せつを予測できない、御自分の体で予測できない方にちゃんと機器を使って、ぼうこうの中にどのぐらい尿がたまっているのかとか、あとは排せつの時間を予測できるんですね。この人は2時間ぐらいだとか、この人は3時間ぐらいだと。そのちょっと前にお手洗いに連れていけばいいので、介護者

とか介護職にとっては、この陳情の中にもありますけど、失敗が減るといって、排せつの失敗が減るといってのは、最初に申し上げましたけど、やっぱり尊厳の問題もだし、成功することによって、やっぱり障害のある方も排せつに対する、トイレに対する失敗の恐怖感みたいなものなくなると思っていますので、その辺もしっかり検討されて、どのような効果があって、どのような費用対効果とかというのでも検討されるでしょうから、ここは要望としてお伝えします。以上です。

**○委員長（金子秀一君）** ほかにございませんでしょうか。小宮委員。

**○委員（小宮良彦君）** おはようございます。小宮です。

この5歳の息子さんの陳情を読ませていただいたんですけど、私も高齢者福祉、そして医療機関で看護師として働いていた以上、ちょっと興味深く思っております。

高齢者の排せつとこの5歳児の排せつは、また、違う感覚と私は認識しております。現時点でどれぐらい、この装置を使いそうな方ですね、どれぐらいのお子様がいらっしゃいますか。

**○委員長（金子秀一君）** 障害者支援課長。

**○障害者支援課長** 今回の陳情の方は、5歳の重度の知的障害児ということであります。知的障害者の療育手帳の所持者数という形の数字しかないんですけども、こちらは、18歳未満と18歳以上という区分でしか集計はできておりませんで、現在我々が把握しているのは令和7年3月現在ですけども、18歳未満の療育手帳、重度の方ですね、所持しているのは678名となっております。

**○委員長（金子秀一君）** 小宮委員。

**○委員（小宮良彦君）** 678人が手帳を持っていて、その中でこの排せつに関して、このような機器を使用したほうがいいのかというモニタリングを各専門家たちはすると思うんですけど、そういう方は何名ぐらいという、ちょっとお尋ねなんですけど。

**○委員長（金子秀一君）** 障害者支援課長。

**○障害者支援課長** 重度の知的障害児の中で、排せつの意思表示ができない、そういった高度機器が必要と思われる児童というところになると思うんですけど、こちらにつきましては、すみません、現在、正確な数字は把握しておりません。

**○委員長（金子秀一君）** 小宮委員。

**○委員（小宮良彦君）** 知的障害の方は678人ですけど、身体障害の方もいらっしゃると思います。これに関しては、5歳の今陳情上げられている方は、歩行が可能ということなんですけど、歩行が可能ではない、介助すればお手洗いに座れるとかという方も中にはいらっしゃいます。そういう方もこの用具を使うことによって、少しでも尊厳ですね、排せつ行動がトイレでできるという喜びがあると思います。

値段もかかると思うんですけど、多分ぼうこうの辺にシートを貼って、そこから残量を計算して飛ばして、モニタリングするような機械だと僕は認識しているんですけど、お幾らぐら

いですか。

○委員長（金子秀一君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 今委員がおっしゃったとおり、こちらの専用のシートを貼りまして、これぐらいの情報機器をつけて計測するという機器になるんですけども、とある販売している企業のホームページによりますと、税込みで大体9万3,500円、9万円台となっております。

○委員長（金子秀一君） 小宮委員。

○委員（小宮良彦君） ありがとうございます。私も今、同じ世代の子供を抱えている親として、やっぱり排せつ、私、看護師でありまして学生時代に、ADLの3大要素ということで、寝る、食べる、そして出す。これが人間に一番喜びを感じる動作ということを習いました。

ぜひとも、高齢者は自分で飲みたいとか、介護保険下の方は飲みたい、水分制限がかかっている人とかは自分で意思を伝えられることがあるんですけど、子供たちは、こうやってお言葉が出ない子供の場合は、こちらからサポートする、または知的障害の中でも、注入して鼻から栄養を入れて、摂取ができない方はそれで水分摂取をする方もいます。となると、今度は排せつ、このように自分でできない方に関しては、このようなシートを使ってトレーニングすることによって、今後、成長期に関わってくる時期が来ますので、そこでトレーニングがうまくいけば、排せつは自分でできるとか、そこにつながる可能性が大いにありますので、ぜひともこの陳情者の思い切った、文書にして北九州市に出してきたことを重く受け止めて、本当に前向きに、値段的には9万円ですけど、それ以上に子供たちの未来が開ける可能性があります。

こどもまんなかcityという北九州市なので、ぜひとも、これ幼稚園とか、あと事業所にも通っていますので、どうか局を超えて、子ども家庭局とも一緒に連携してお話合いして、どうか前向きに御検討願えたら幸いです。終わります。

○委員長（金子秀一君） ほかにございませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） ちょっと確認ですけど、この支援事業の令和6年度の費用は、2億9,000万円という報告がありましたよね。

国と県と市で、それぞれ2分の1、4分の1、4分の1ということですから、そのうち市の負担が7,000万円強という理解、捉え方でいいんですか。

○委員長（金子秀一君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 市の負担は4分の1でございますので、考え方としては、4分の1は市の一般財源と考えていただいていると思います。

○委員長（金子秀一君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 7,000万円ぐらいということでもいいんですね、はい。

先ほどから皆さんいろいろ言っておられますように、とてもデリケートな問題だし、尊厳に関わる問題だということで、非常に重要なことだろうと思っているわけですね。ですから、私も今回、このセンサーのことについて初めて聞いたんですけども、対象者も非常に低年齢とい

うことで、この対応の仕方というのは非常に我々自身も問われるんじゃないかと思っています。

そういった意味で、今回このような陳情に対してね、もうちょっと何ていうかな、事前にお会いして、そういった思いを受け止めるとか、家族の思いとかといったようなことも含めて、そういった情報をできるだけ集めていただいてここに提案していただくと、我々も非常に助かりますし、今後、そういったことができるか検討していただきたいと同時に、本件においては、できるだけ前に進めるという方向で検討を進めていただきたいと思います。以上です。

○委員長（金子秀一君）ほかに。中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）保健福祉局の考え方をちょっとお聞きしたいんですけどね。さっきの御答弁を聞いていて、やらない理由が、1つは、政令市の情報でどこもやっていないと。もう一つは、障害福祉費どんどん伸びているんでお金の問題でということが、大きく2つ言われたんですけど。それは、一般の市ではそういう考えが常識的だと思うんですけど、武内市長に代わって、何かみんなが期待していることはそういうことではなくて、よその政令市がやっていないからやらなくていいとかじゃなくて、目の前に必要なことがあれば、武内市長の考え方というのはやるという考え方なのかなと理解していますし、もちろん障害福祉費が伸びていて、財政面では気にしないといけんですけどね。これ財政局が言うなら分かるんですけど、障害部門を抱えている保健福祉局の立場から、お金お金って言うべきなのかなというのは思うんですね。

だから、市長の方針というのは、他の政令市がやっていなかったら、やらないということという認識でいいのかというのと。障害福祉関係に対して、お金は抑えなさいというような考えなのかというのは、ちょっとお尋ねしたいと思います。

反面ね、僕は、市長はロボットも含めて、ちょっと名前覚えていませんけど、何とか大作戦とかやって、先進介護みたいなのをやろうとされているわけですよ。今まで委員からお話があったように、排せつというのはすごく尊厳の問題で、まず非常に重要であるということ。今まで、ぼうこうの中の尿がどれぐらい、要は尿意がない方に対してのアプローチって何もなかったんですね、定期的に時間でいくしかなかったんですよ。それがきちんと計れてできるということは、今回のケースだけではなくて、例えば、障害で言えば重症の人とかで、尿意を感じられないとか尿意を言えないからずっとおむつをしている人が、そこで、仮におむつとしても、おしっこした後ですぐ替えられるのと、おしっこしたままずっとおむつをつけるのは全然違うじゃないですか。そういうのが改善できたりとか、場合によっては、おむつが外れるケースも想定できるわけでしょう。

そういうことからすれば、北九州市はロボットということに力を入れてきて、そういう機器を使いながら介護を変えていこうとしている市長の方針が前提である中で、このケースが、先ほど申しあげました政令市がやっていないから、お金がかかるからというところでやらないというのは、僕は矛盾しているんじゃないかなと思うんですよ。

ですので、市の方針として、その辺をどう考えているのかというのを教えてください。以上。

**○委員長（金子秀一君）** 障害者支援課長。

**○障害者支援課長** 今、中村委員から御指摘のありました市の考え方でございますけど、他都市がやっていないからやらないというわけではございません。やはり先ほどの当事者のお声、実際の施設の効果等、必要なものは必要なものとして認めていくべきだと考えております。

また、障害福祉サービスの予算の話ですけど、全体的に伸びてはっていますけど、やはり障害のある方の日常生活を支えるための必要な経費というのはきちんと確保していかないといけないと考えていっておりますので、この日常生活用具につきまして、必要なものはしっかりと確保していきたいと考えております。

最後に、北九州市の先進的ロボットの活用は、今回尿意へのアプローチで、非常に革新的なアプローチということで、各委員からも御指摘いただいております。日常生活用具でいろんな考え方で優先順位をつけていくべきだと思うんですが、その中の一つとして、やはりこういった人間の尊厳に関わるようなアプローチというのは、非常に大事な視点だと考えております。

**○委員長（金子秀一君）** 中村義雄委員。

**○委員（中村義雄君）** 今の答弁で言うと、ちょっと私の理解では、やらない理由の大きな2つは、他の政令市でどこもやっていないが1つ。もう一つは、財政的な負担の話だけど、今の御答弁では、それは、だからやらないというわけではありませんという答弁でしたよね。非常に先進的なもので、いいものだからということですよ。

もう一回聞きますけど、そしたら何でやらないんですか。やらない理由が僕に分からなくなったんです。私が思っていたのは、財政的なものと政令市のやっていないからやらないと言っているのかなと思ったけど、その2つは今否定されたわけだから、ほかの理由、何でしたっけ。

**○委員長（金子秀一君）** 障害者支援課長。

**○障害者支援課長** こちらの用具の要望につきまして、そのほかにも様々な御要望はいただいております。その中で、全てをお応えできるということは、本当にできるのかどうかということも検討してまいらないといけませんので、財源的な問題が全くないということは、もちろんありませんで、やはり中村委員からも昨年公費負担上限額のお話いただいております。各団体様からもいただいております。実際、市民の声とかでもいろんな声いただいております。全ての御要望にお応えできればいいんですけども、やはり一定の優先順位とか、そういうものは総合的にできることを最大限にやっていきたいと考えております。

**○委員長（金子秀一君）** 中村義雄委員。

**○委員（中村義雄君）** 別に、全てのことをやってくださいとは申し上げていませんよね。市の方針として、先進介護という面で、これは非常にそれに沿ったもんじゃないかということと、先ほど委員の皆さんが言われているように、排尿の問題というのは尊厳の問題で、非常に重要な問題ということを各委員が言われているわけでしょう。

だから、久保課長が言っているその優先順位を、どんなふうにつけているんですかという説

明をされるべきじゃないんですか。

私たちは、尊厳の問題だから、これは優先順位として高いんじゃないかって申し上げているわけでしょう。それを全てのもは、ゼロか100かみたいな話じゃ、なかなかちょっと。だから、優先順位の中で、何でこれが外れるんですかという御説明を求めています。

**○委員長（金子秀一君）** 障害者支援課長。

**○障害者支援課長** 答弁が的確にできずに、失礼いたしました。

優先順位の考え方でありますけれども、より生命とか身体に直結するものであったり、日常生活上必要不可欠なものとか、いろんな視点がございます。その中で、こういった尿意へのアプローチというところで、障害児の自立生活に向けた支援という視点も、非常に大事な視点だと考えております。例えば、一部というわけではないんですが、やはり非常に重要な視点として捉えて、これから検討してまいりたいと考えております。

**○委員長（金子秀一君）** 中村義雄委員。

**○委員（中村義雄君）** じゃ、やったらいいじゃないですか。重要と考えているんなら、やったらいいじゃないですか。重要じゃないって考えている。優先順位が低いという説明なら、ああ、今回やらないというのは分かるけど、優先順位は高い、確かに生命には関わらないね、生き死に、これが一番大事だろうと思うんですよ。でも、尊厳というのは、やっぱり非常に私は高いものだと思うし、皆さんもそう言われているし、課長も高いと言っているわけでしょう。具体的にこの話で、実際に介護保険でも認められるぐらいなものなわけじゃないですか。だから、介護保険で認められるということは、一定の効果が認められているということじゃないですか。

そういう状況の中で、この優先順位を外すという理由は何ですかという質問をしているわけですよ。その中で優先順位は、あなたもうこれは大事なものでっておっしゃっているんだったら、何で外すんですかって。今の答弁だったら、やりますという話にならんとおかしくないですかと思うんですけどね。

**○委員長（金子秀一君）** 保健福祉局長。

**○保健福祉局長** すみません。局内でも、この日常生活用具の給付支援事業に関しましては、やはり限られた予算の中で必要な支援のうちどのように項目を選定していくのか、上限額をどのように決めていくのか、非常にいろいろな要望がある中で悩ましい問題ではあるんですけれども、先ほど生命に関わるもの、その次にやはり排せつに関わるものというのは、皆様の尊厳に関わる場所ということで、大切だとは本当に思っております。その上で、この機器が日常生活用具の給付に対象とするべきかどうかということも含めまして、この令和7年度中を目途に、項目の見直しであったり、上限額の変更であったり、予算の総額をどうするのかということも含めて、考えなければいけないと思っております。

今時点で、この陳情にありました機器を対象にしないとまでは決めてはいないんですけれども、まだこれから検討させていただくというところで、陳情があつてからの、この陳情の方が

らの御提案の内容をもっとよく確認しなければいけなかったなというような反省点はありますけれども、まだこれから検討させていただきたいと思っておりますので、まずは現時点の考え方をお答えさせていただいたというところでございます。以上です。

**○委員長（金子秀一君）** 中村義雄委員。

**○委員（中村義雄君）** 今も局長から限られた予算の中で説明が出るということは、やっぱり予算の問題が大きくあるということでしょう。それは当たり前でもあるんだけど、私はやっぱり保健福祉局の立場としては、もちろん財政からはいろいろ言われるかもしれないけど、それありきで考えるんじゃないでね、やっぱり必要なものは必要ってちゃんと言っていくべきだと思いますんで、それはぜひそうしていただきたいと思います。これが1点ね。

それと、現時点では、これをもうやらないとは言っていないで、令和7年度で検討することなので、ぜひ検討してほしいとは思いますが、問題はね、皆さんの基準が不明確ということですよ。さっきから優先順位はとか、全部を受け入れないとかと言っているのに、明確な優先順位がないから、どんなさじ加減でそれを選ぶんですかって分からないじゃないですか。ですから今回、令和7年度に見直しをするのであれば、どういう基準で見直したのかというのを明確に、皆さんが、だから、外されたところが納得できるような基準は示すべきだと思いますので、それは要望しておきます。

こういうふうに変えたというときに、こういう基準で私たちはこれを選んで、これを外していますということがちゃんと説明できるように、分かりやすいような基準を準備していただきたいということを要望して終わります。以上です。

**○委員長（金子秀一君）** ほかに。西田委員。

**○委員（西田一君）** ごめんなさい。さっき終わったつもりだったけど。

予算の話は今局長もされたんですが、検討を始めるとはおっしゃるんですけど、陳情を受理されたのが3月25日になっているんですよ、そこからもう3か月半たっているんです。3か月半、毎日この方はお子さんの排尿のケアされているんですよ。3か月半、陳情出してからね。

だから、今日ここで検討始めますと、そら始めてもらわないといけないんだけど、議論できる材料はないわけなんです。じゃ、これを仮に給付の対象として、市が幾ら支出しないといけないのか、幾ら増えるんですか。

**○委員長（金子秀一君）** 障害者支援課長。

**○障害者支援課長** 対象者の方がどれぐらいいらっしゃるかというところが分からない中なので、具体的な仮定というのはなかなか難しいんですけども、例えば、先ほどの18歳未満の療育手帳Aの所持者の方が678名と申しあげましたけども、年齢だけで区切ることはできないんですが、北九州市の全体の18歳人口の占める、例えば、6歳未満の人口割合、全体の人口割合を手帳所持者数に掛けたとしますと、678名から推計しますと大体220名ぐらい、北九州市全体の18歳未満の人口に対する6歳未満の割合が、手帳の18歳未満の割合に掛けますと大体220名ぐら

い。一つの推計ではあるんですけども、この220名ぐらいが、例えば、先ほどの9万3,500円という税込みの額なんですけども、こちらを助成するとなると約2,100万円の予算、あくまで仮の推計ですけども、そのぐらいの数字、全員がもし希望すればそれぐらいの数字になるという一応推計をしております。

**○委員長（金子秀一君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 今の説明は、あくまで母数であってね、その中でこの機器を必要としている人がどれぐらいいるのか。だから、今マックスの数字をおっしゃったんですよ、母数をね。それが200数十とかでしょう。その中でこの機器が必要な方、あればいいなという方がどれぐらいいるのかですよ、でしょう。だから、絶対200何十人もいないんじゃないかなと思うんですよ。そのうち100人なのか、50人なのかでしょう。じゃ、1台10万円だったら、例えば50人いたら500万円、もし500万円という給付額が、いや予算が、財政がというんであれば、それは違うと思う。そこは、これがこっだけ必要だから、こっだけ増やしてくれって財政に言うべき。それがあなた方の仕事でしょう。

陳情を議会で審査するに当たっての皆さんの今日までの、何て言うか、やってほしいこととか前提があまりにもね、申し訳ないけど、やっていないんです。やれていないんですよ。

だから、委員長、すみません。このままたなぎらしにしたくないんで、例えば、次回が早ければ、次々回でもう一回この陳情審査するとか、ちょっとそういうふうに検討してください。お願いします。

**○委員長（金子秀一君）** はい、分かりました。検討いたします。また、協議して、はい、検討させていただきます。

ほかにございませんでしょうか。

よろしいですか。

ほかになければ、慎重審議のため、本日は継続審議としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ほかになければ、本日は以上で閉会いたします。

---

保健福祉委員会 委員長 金子秀一 ㊟